

平成28年度愛知県障害者施策審議会専門部会について


1 開催状況

日時：平成29年1月24日（火）午前9時30分から午前11時30分まで

場所：東大手庁舎地下1階 大会議室

出席者：岩間委員、岡田委員、加賀委員、金政委員、亀井委員、黒田委員、中島委員、永田部会長、西尾委員、古家委員、牧野委員、水野委員、宮川委員、安田委員（14名）

2 議題と主な内容等

議題	主な内容等														
愛知県障害者施策審議会専門部会について	<p>○平成29年度の専門部会を7月、9月、11月に開催予定</p> <p>7月議題（予定）：手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援の課題整理について 障害者計画記載事項について</p>														
条例の略称について	<p>○略称を設定する理由、目的、用途</p> <p>理由：条例名が長く、堅苦しさがあり、条例の普及啓発する媒体で文字スペースをとるため。 目的：略称を用いることにより、県民や事業者に分かりやすくなり、条例内容やその必要性を理解していただき、県の施策への協力をより進める。 用途：条例施行に伴う障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発活動（リーフレット作成）等に使用する。</p> <p>条例名「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」</p> <p style="text-align: center;"></p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">略称「手話言語・障害者コミュニケーション条例」</div> <p>ただし、略称を用いた場合は、条例名を併記する。</p>														
条例の普及啓発活動について	<p>○平成28年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> リーフレット、ポスターの作成 <p>目的：手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段について県民の関心と理解を深める</p> <p>内容：【リーフレット】障害当事者団体から配慮事項を記入いただき、手話言語の普及や障害の特性とコミュニケーション手段、条例の概要を掲載 【ポスター】条例の概要（基本理念、役割と取組）を掲載（イラストを入れ、見やすく分かりやすいデザインとする）</p> <p>数量：【リーフレット】100,000枚 【ポスター】8,000枚</p> <p>時期：平成29年3月予定</p> <p>送付先：市町村、事業者、学校、障害者団体、社会福祉協議会など</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者コミュニケーション推進シンポジウムの開催 <p>目的：手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段について県民、事業者の関心と理解を深める</p> <p>時期等：尾張地域及び三河地域で各1回、計2回開催（参加費無料）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">尾張地区</td> <td>開催時期</td> <td>平成29年2月25日（土）</td> </tr> <tr> <td>開催場所（所在地）</td> <td>名古屋市立大学 さくら講堂（名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>300名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">三河地区</td> <td>開催時期</td> <td>平成29年2月17日（金）</td> </tr> <tr> <td>開催場所（所在地）</td> <td>豊田産業文化センター 小ホール（豊田市小坂本町1-25）</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>240名</td> </tr> </tbody> </table>	尾張地区	開催時期	平成29年2月25日（土）	開催場所（所在地）	名古屋市立大学 さくら講堂（名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1）	定員	300名	三河地区	開催時期	平成29年2月17日（金）	開催場所（所在地）	豊田産業文化センター 小ホール（豊田市小坂本町1-25）	定員	240名
尾張地区	開催時期		平成29年2月25日（土）												
	開催場所（所在地）		名古屋市立大学 さくら講堂（名古屋市瑞穂区瑞穂町川澄1）												
	定員	300名													
三河地区	開催時期	平成29年2月17日（金）													
	開催場所（所在地）	豊田産業文化センター 小ホール（豊田市小坂本町1-25）													
	定員	240名													

	<p>○平成29年度事業（リーフレットの作成、シンポジウムの開催） ・具体的な内容については今後検討を行う。</p>						
<p>障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する県の施策の現状等について</p>	<p>○現状に対する各委員からの意見</p>						
	<p style="text-align: center;">現状</p>	<p style="text-align: center;">主な意見</p>					
	<p>第7条（学校等の設置者の取組）</p>						
	<p>[学習の機会] 聾学校 自立活動の授業等において、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための意思疎通に係る内容を取り扱っている。</p> <p>特別支援学級及び通常の学級 取組例：手話クラブや福祉実践教室等で手話ソングを練習したり、総合的な学習の時間で手話の学習を実施</p> <p>[教職員の知識、技術の向上] 特別支援教育課 夏季休業中の各特別支援学校における校内教員研修を取りまとめ、地域の小中学校、高等学校等に周知。研修にはコミュニケーション手段に関するものも含まれており、年々参加者数も増加している。（平成28年度：425名）</p> <p>[保護者からの相談] 合意形成を図るため、まずは学校と本人、保護者がしっかりと話し合うことが重要であり、県教育委員会は、必要に応じて合理的配慮の提供等の助言を実施。</p>	<p>○障害の特性に応じたコミュニケーション手段についての知識や理解だけでなく、障害当事者へのサポートを理解する必要がある。</p> <p>○学校では、手話や点字を知らない子どももいるため学習会などを開いて教える必要がある。</p> <p>○幼児期から本人の意思というものが発揮できるよう意思形成についての取組が必要である。</p>					
	<p>第8条（施策の総合的かつ計画的な推進等）</p>						
<p>○愛知県障害者計画（平成28年3月策定）において、障害者支援の地域生活を支える体制の整備の主要な取組として意思疎通手段について学ぶ機会の確保や情報発信、コミュニケーション環境の充実を図ることを記載。</p> <p>○障害者のコミュニケーション支援に関する施策に対する意見を聴く場として、愛知県障害者施策審議会に様々なコミュニケーション手段に対応した委員で構成する専門部会を設置。</p>	<p>○手話言語の普及に関する施策に対する意見を聴く必要がある。</p> <p>○新たなコミュニケーション手段についても、施策に反映していく必要がある。</p> <p>○手話が言語であるため、言葉を獲得できる環境を整えていただきたい。</p>						
<p>第9条（啓発及び学習の機会の確保）</p>							
<p>○障害者等への理解促進研修や啓発事業を実施</p> <table border="1" data-bbox="581 1493 2113 1766"> <thead> <tr> <th data-bbox="581 1493 982 1541">事業</th> <th data-bbox="982 1493 1697 1541">取組事例</th> <th data-bbox="1697 1493 2113 1541">実施市町村数（平成28年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="581 1541 982 1766">理解促進研修・啓発事業</td> <td data-bbox="982 1541 1697 1766"> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成、シンポジウムの開催 ・障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックの印刷 ・障害理解のための啓発講演会の実施 ・障害別の接し方を解説したホームページの作成 </td> <td data-bbox="1697 1541 2113 1766">県、28市町</td> </tr> </tbody> </table>	事業	取組事例	実施市町村数（平成28年度）	理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成、シンポジウムの開催 ・障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックの印刷 ・障害理解のための啓発講演会の実施 ・障害別の接し方を解説したホームページの作成 	県、28市町	<p>○きめ細やかなに対応する必要がある。</p> <p>○障害当事者への対応方法を具体的に学ぶ取組が必要である。</p>
事業	取組事例	実施市町村数（平成28年度）					
理解促進研修・啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット作成、シンポジウムの開催 ・障害のある人を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブックの印刷 ・障害理解のための啓発講演会の実施 ・障害別の接し方を解説したホームページの作成 	県、28市町					

第10条（人材の養成等）

○人材の養成及び派遣等の実施

事業	取組内容等	実施市町村数（平成28年度）
手話通訳者の派遣〔県、市町村〕		県、54市町村（全市町村）
手話通訳者の養成〔県、政令市、中核市〕	・平成27年度県養成者数 年35人 ・平成28年4月1日現在 194人登録（県）	県、3市（名古屋市、岡崎市、豊田市）
手話奉仕員の養成〔市町村〕	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成	44市町村
行政機関への手話通訳者の配置		県、34市町
要約筆記者の派遣〔県、市町村〕		県、47市町村
要約筆記者の養成〔県、政令市、中核市〕	・平成27年度県養成者数 年25人 ・平成28年4月1日現在 64人登録（県）	県、3市（名古屋市、岡崎市、豊田市）
盲ろう者向け通訳・介助員派遣〔県、政令市、中核市〕	盲ろう者の自立と社会参加を図るために、コミュニケーション及び移動等を支援する者を派遣	県、1市（名古屋市）
盲ろう者向け通訳・介助員養成〔県、政令市、中核市〕	・平成27年度県養成者数 年25人 ・平成28年4月1日現在 120人登録（県）	県、1市（名古屋市）
点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業〔市町村〕	点訳、代筆、代読、音声訳等により意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通の支援	2市
点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成〔市町村〕	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成	5市
日常生活用具給付等事業〔市町村〕	対象用具例 点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、などの給付	54市町村（全市町村）
補装具費支給制度〔市町村〕	対象用具例：補聴器、重度障害者用意思伝達装置	54市町村（全市町村）

○発達障害者支援指導者の活用についても検討していただきたい。

第11条（情報の発信等）

○点字広報の発行や広報番組での手話通訳の配置

事業	取組内容等	実施市町村数（平成28年度）
点字・声の広報等発行	（県）点字広報、声の広報の発行（年6回） 広報番組での手話通訳の配置（3番組） 広報番組での字幕放送（2番組）	県、31市町

○情報はできる限り多くの情報を正確に発信し、障害当事者が取捨選択できるようにする必要がある。
○全ての広報番組には字幕を付与する必要がある。

○市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアルにおける記載内容（県作成）		
種 別	身体状況等の特性	配慮を要する事項
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報収集、状況判断が困難である。 ・単独での迅速な避難行動が困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。 ・避難支援者が必要である。 ・避難所におけるバリアフリーの確保が必要である。 ・盲導犬に関する配慮も必要である。
聴覚平衡障害 音声・言語障害 者	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報取得、状況判断が困難である。 ・音声言語で状況を伝えることが困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による情報伝達等、情報伝達方法に配慮が必要である。
盲ろう者	<ul style="list-style-type: none"> ・目と耳の両方に障害がある方は、情報収集、状況判断が非常に困難である。 ・単独での迅速な避難行動が非常に困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者には、全盲ろう、全盲難聴、弱視ろう、弱視難聴など見え方や聞こえ方の程度によって、コミュニケーション方法は様々で、目と耳のどちらが先に見えにくく（聞こえにくく）なったか、またはその時期、それまでに受けてきた教育などによって異なるため、情報伝達方法に配慮が必要である。
※その他、知的・発達・精神障害者などの記載有		
第 12 条（事業者に対する協力）		
—		
第 13 条（調査の実施）		
○生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）の実施（平成 28 年度：5 年ごとに国が実施）		

3 今後の予定

- 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション支援に関する県の施策の現状等への各委員からの意見をもとに課題の整理を行う。
- 「手話言語条例」等を制定した他県の障害者計画及び見直しの状況を確認し、障害者計画の記載事項の検討を行う。